

高槻市下水道事業  
ウォーターPPP 導入検討に関する  
事前調査

【アンケート調査結果】

令和 6 年 12 月

高槻市 都市創造部

## ■アンケート調査結果の概要

### 1) アンケート調査開催期間

令和6年11月5日～令和6年11月15日

### 2) 回答件数※

計14社

※令和3年度に実施した「下水道管路施設包括的維持管理等業務委託に関するサウンディング調査」（以下、「令和3年度調査」という。）の結果に加えて、本市ウォーターPPP業務の検討に必要な業種の事業者を対象といたしました。

## ■アンケート調査結果内容

### 質問① 対象施設について

国が示すウォーターPPPの要件では、管路を含めることを前提としつつ、全ての下水道施設を対象として検討を始めることとされています。

そこで、本市が保有する下水道施設（管路施設、雨水ポンプ場ほか）の維持管理、修繕、更新等を1つの契約とすることについて、受注者の立場からのご意見をお聞かせください。

全ての下水道施設を対象・・・・・・・・3社

管路施設のみを対象・・・・・・・・9社

意見なし・・・・・・・・2社

#### 【主なご意見】

・貴市下水道事業の根幹である事業運営において、ウォーターPPPが新規かつ長期間の事業であることより、管路と雨水ポンプ場等の施設が一緒の業務になり、修繕や更新等の業務を担当する企業が加わることにより業務内容が多岐に渡り、関係者も多くなります。このことにより民間事業者内部での意思決定や事業の取りまとめが困難になると共に貴市下水道事業の民間への業務移行に多大な支障が出ると考えます。

・雨水ポンプ場は入れてほしくない

・ポンプ場は機械・設備系の会社、管の閉塞解消は浚渫系の会社、陥没等の緊急対応は土木系の会社とそれぞれの分野で対応してきたので、あまり横のつながりが無く、一つの契約になると混乱すると思います。

・すでに、機械電気設備の維持管理は、日常管理や運転などを包括した複数年契約をしており、ようやく円滑に業務を進むようになってきた。

施設と管路の維持管理を一括契約した場合、弊社に管路施設の維持管理等業務にノウハウがなく、管路業者にすべてをお任せすることになるため、一括契約するメリットが発生しない。また、必要以上に異業種が多くなると、これまでになかったもめごとが起こるのではないかと。

## 質問② 対象業務について

国が示すウォーターPPPの要件に、「維持管理」「修繕」「更新」を1つの契約に含めることとされています。

そこで、本市がウォーターPPP事業を行う場合、以下の各業務について受注者の立場からご意見をお聞かせください。

### 質問②-1 維持管理について

「維持管理」には、計画的管理としての点検・調査に加えて、管路施設であれば道路陥没・詰りなどの緊急対応、ポンプ場などの機械・電気設備であれば日常的な整備や運転などを想定していますが、本市ウォーターPPP事業での「維持管理」について、ご意見をお聞かせください。

#### 【主なご意見】

- ・管路施設とポンプ場施設では維持管理の内容や頻度等の基本的な内容が異なりますし、機械や電気設備が加わると構成企業の数も多くなります。  
事業運営をスムーズなものにするため、事業当初は管路施設の計画的な管理業務を中心としたシンプルな業務内容にすることを提案します。
- ・管路施設の道路陥没・詰りなどの緊急対応は可能ですが、ポンプ場などの機械・電気設備の日常的な整備や運転はおこなうことができません。(〇〇業)
- ・業務量にもよるが、道路陥没・詰まりなどの緊急対応については対応可能です。ただし、市内全域かつ全ての管路施設を対象として道路陥没・詰りなどの緊急対応をわが社だけで対応する事は不可能です。
- ・「維持管理」の範囲が全市全域になると、複数社が協力していかなければ緊急の道路陥没に対応することができないと思います。企業体の規模が良くわからないので意見を書くのが難しい。

## 質問②-2 修繕について

「修繕」には、土木業者による掘削を伴う修繕、浚渫業者による管きょ内部からの修繕、設備業者による分解を伴う部品交換などを想定していますが、本市ウォーターPPP事業での「修繕」について、ご意見をお聞かせください。

### 【主なご意見】

- ・有事の際には地元企業の協力なくしてインフラの維持は成り立ちませんが、現時点で市内土木業者が一丸となって協力をいただける状況であるかが掘削を伴う修繕を含められるかの大きな判断材料になると考えます。  
事業運営をスムーズなものにするため、事業当初は点検・調査時に発見した不具合に対する緊急修繕を対象とするなど、シンプルな業務内容にすることを提案します。
- ・修繕には点検・調査結果から計画的に行うものと、陥没等による突発的に対処しなくてはいけないこともあり、過去の修繕履歴から年間で想定できる件数や事象も予測した、予算を組んだほうがよいと考えています。
- ・土木業者による掘削を伴う修繕業務（道路陥没等）は、突発的に起こる可能性があるので複数の業者で協力して対応する必要があると思います。  
下水道管は一般公道だけではなく、特殊な場所に埋設されている事もあるので、市内の下水道に精通した地元業者が対応した方が良いと思います。

## 質問②-3 更新について

「更新」には、改築計画の策定や実施設計に必要な施設の現状調査を想定していますが、本市ウォーターPPP事業での「更新」について、ご意見をお聞かせください。

本市ではウォーターPPPの事業手法のうち、「更新支援型」を採用することとしています。

※「更新支援型」とは、改築計画、設計、工事のうち、改築計画のみを行うもので、設計や工事はウォーターPPP業務から除外します。

更新支援型・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9社

更新実施型・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0社

意見なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5社

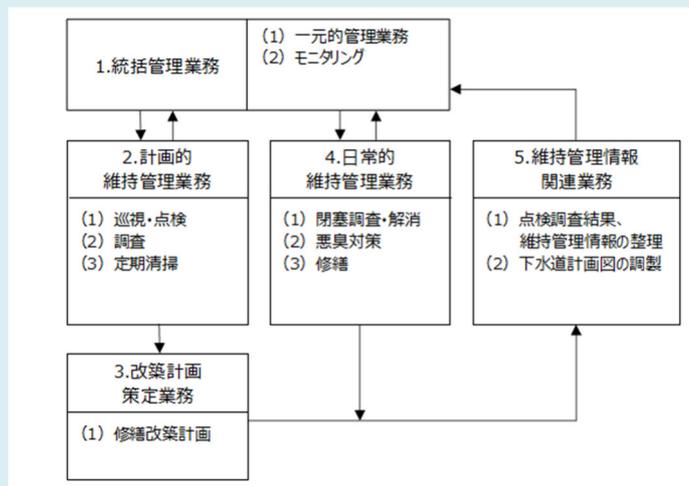
### 【主なご意見】

- ・改築計画策定のみでは、コンサルとしての利益確保が難しいため、更新設計まで含むスキームとするか、関連する計画（雨天時浸水対策計画、下水道法事業計画、経営戦略策定等）を含んだ業務でないと事業参入のメリットがないと思います。
- ・更新実施型では調査・診断・改築設計と改築工事を同じJVが担当することになり、設計と施工の分離の原則から逸脱するため、会計検査等で指摘される可能性があることが否めないため、更新支援型を採用されることに賛同します。
- ・ウォーターPPPの導入当初として「更新支援型」から始めたほうが良いと考えています。
- ・工事を除外する事に賛成する。

## 質問②-4 より効率化が見込める業務（管路施設）について

本市では、ウォーターPPPの本格導入に先立ち、令和7年度から令和9年度の業務期間で、2年間の事前包括業務委託を予定しています。対象業務は、令和3年度調査で概ね適切であるとの回答を得ることができたことから、管路施設を対象とした下図の業務範囲で実施します。

そこで、ウォーターPPP業務において、受注者の視点から包括化することでより効率化が見込まれる業務について、ご意見をお聞かせください。



### 【主なご意見】

- ・ 不明水調査・分析、それを受けた雨天時浸入水対策計画の策定業務、維持管理情報を一元管理するための台帳システムの導入やデータ入力業務を追加することでより効率化が図れると思います。耐震化事業もウォーターPPPの導入が必須と国が発信しているため、総合地震対策計画の策定や、耐震診断業務も含めると良いと思います。
- ・ 業務内容にストックマネジメント計画見直しかストックマネジメント計画見直しに資するデータ管理業務を業務内容に盛り込むことを希望します。下水道計画図の調製は、電子データを貸与いただけないと受注者側の大きな負担となると共にシステムを構築されているのであれば他社が貴市のシステムに関与するのは、業務としてハードルが高いです。
- ・ 2.計画的維持管理業務・4.日常的維持管理業務は効率化が見込まれる。
- ・ 日常的維持管理の中で、土木業者が実施する様な修繕は包括化せずに今までと同様に別途で発注する事を希望します。包括を受注した企業体に参加できなければ修繕業務を請ける事ができなくなるので、今まで修繕業務を請けていた市内業者の衰退につながると思います。
- ・ 4. 日常的維持管理業務の（3）修繕で道路陥没等の掘削を伴う様な修繕は包括化する事には賛同できない。また、業務に参加できた会社だけで対応できるとも思えない。
- ・ 巡視・点検、調査と定期清掃・閉塞調査解消の業務を一つの契約として包括化する事は効率化につながると思います。

### 質問③ 対象区域について

本市ウォーターPPP 事業の事業区域を、すべての下水道処理区とすることについて、受注者の立場からのご意見をお聞かせください。

すべての下水道処理区・・・・・・・・・・ 12社  
区域限定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0社  
意見なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2社

#### 【主なご意見】

- ・ すべての下水道処理区を事業区域とする提案に賛成します。これにより、サービスの均一性が保たれ、経済的な規模のメリットが最大化されます。
- ・ ②-4の修繕業務の内容（掘削を伴う様な修繕は包括化する事には賛同できない）を検討していただければ特に問題は無いと思う。

### 質問④ その他ご意見について

ウォーターPPP 事業全般について、受注者の立場からのご意見をお聞かせください。

#### 【主なご意見】

- ・ 更新支援型の方が、現業の維持的な視点からは安易な方法と考えられます。ただし、その場合は、本来の官民連携のメリットが発現しにくく、污水管渠の交付金を取得するのみの手法になりがちです。官民連携事業のメリットを発現させるためには、更新実施型にするか、前述のように更新支援型により多くの業務を含むことが望まれます。
- ・ 台帳補正及び更新業務は、使われているシステムによっては開発企業しか対応できない場合があります。可能であれば、別業務にしたいです。
- ・ 民間企業の効率的で効果的な維持管理から創意工夫が図れる W-PPP を自治体様と共に創り、自治体や市民の課題や問題に対応しながら、自治体の補完する立場として企業が参入できるように進めたほうが良いと考えています。
- ・ 市内には多数の土木業者がいるので、包括に参加できた一部の業者だけが、修繕業務を行うようになってしまうと、参加できなかった業者にとって修繕業務が無くなる事は死活問題です。修繕業務を請ける業者の減少は、今後の災害対応や緊急修繕への対応に影響が出るため、土木業者が実施する工事や修繕は包括の対象から外して頂ける様に希望します。
- ・ 北部地震や大雨・台風など、市と市内業者で協力しながら対応してきた関係があるので、土木工事・修繕を含める事は賛成できない。
- ・ ウォーターPPP を導入するメリットはない。万が一導入する方向で進めるのであれば、導入前に発注者側と現在の受注者がお互いの意見や情報を共有し合えるような、対面対話の機会を多く設けてほしい。

高槻市下水道事業  
ウォーターPPP 導入検討に関する  
事前調査

【対話による調査結果】

令和6年12月

高槻市 都市創造部

## 【はじめに】

本資料は、アンケート調査結果を基に実施した対話型によるサウンディング調査結果をまとめたものです。ヒアリング調査は対面又は電話で実施し、数多くの貴重なご意見をいただきました。今後はいただいたご意見を参考にして、本業務の検討を進めて参ります。

## 【実施期間】

令和6年11月18日～令和6年11月29日

## 【調査結果】

[民] これだけの業務をまとめられると、受注できなかつた時に会社が存続できなくなる。地域企業を守ることも考えてほしい。

[市] 地域企業の育成や災害等の緊急対応は市としても重要な使命であり、本業務契約だけで判断すべきものではないと考えています。一方で公共事業として遵守すべき手続きもあることから、関係部局とも協議したうえで、適切に判断をしております。

[民] 当業務の発注者側の体制や指示系統はどうなるのか。

[市] 当業務は官民の協力体制の重要性や業務が多岐にわたる点を踏まえ、双方の意思疎通をしっかりと行うことが重要と考えています。そのため、当業務では月1回以上の合同会議を開催していただくことを考えており、発注者側からは計画、建設、維持管理の各担当が出席して、下水道部局全体で取り組んでいく予定です。

[民] 性能発注の業務では、いくら数量が増減しても契約金額を変えないと聞いたが。

[市] 性能発注の対象としている施設と業務は、これまでも油が詰まりやすいために重点的に清掃とカメラ調査を行っている箇所を対象施設に考えています。

飲食店等の出店や移転によって増減が想定されますが、業務数量の増減に対して費用と業務量・リスクが見合わない条件を課すことは性能規定の趣旨ではなく、適切な協議を踏まえた対象施設の調整や契約変更を行うべきものと考えています。

いずれにしても、運用方法を検討している段階であることから、引き続き対話を重ねながら業務発注までに契約のあり方を決定してまいります。

[市] 本業務に期待する効果として、詰まり等のトラブルに迅速に対応することで、市民サービスが向上することを考えている。そこで、市内を熟知する企業として、通報から現地確認するまでに、どの程度の時間であればできると考えるか

[民] 市内に拠点を構えていれば、交通状況にもよるところはあるが、60分はかからないのではないか。

[民] 市からの連絡を受けて30分以内に現地到着ぐらいでないと、市が期待するPR効果は薄いのではないか。経験的には30分以内の到着はできると思う。

[民] 10年もの長期契約になると物価の変動があると思われるが、その対応はどうなるのか。

[市] 本市においても、業務期間が長期におよぶため、契約時から人件費や物価が大きく変動することは懸案事項として認識しています。関係部局とも協議したうえで、適切に判断をしております。

[民] 将来的に更新工事も入るのか。

[市] 令和9年度から予定しているウォーターPPP業務に更新工事を入れる予定はありません。ただし、当業務が終了する令和19年度以降については、その時の様々な社会情勢を踏まえた判断が必要となるため、現時点では回答はできません。

[民] 事前包括管理業務の趣旨は。

[市] 令和9年度から予定しているウォーターPPP業務は、国の要件により10年契約にすることが求められています。本市としては、内容や期間ともに前例がない契約であり、受発注者だけでなく市民サービスへのリスクも把握したいと考えています。そのため、ウォーターPPP検討業務の一環として、試行的業務により可能な限り改善点を抽出することを目的としています。